

平成22年4月28日

# 教育委員会第4回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第4回定例会記録

開会年月日 平成22年4月28日(水曜日)

午後 1時35分開会

午後 2時50分閉会

開催の場所 第1・第2議会委員会室

出席委員 5名

委員長 阿部盛男君

委員 鶴岡昭雄君  
(委員長職務代行者)

委員 佐藤公美君

委員 津嶋ユウ君

教育長 綿引雄一君

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

事務局長	今野慶正君	参事兼 (施設統 推進担 当)	梶原敏彦君
教育総務課長	吉田祐二君	学校教育課長	山田元郎君
学校管理課長	菅原正好君	参事兼 体育振興課長	佐藤久君
生涯学習課長兼 石巻中央 公民館長	高橋忠之君	歴史文化資料 展示施設整備 対策室長	小畑孝志君
河北事務所長兼 河北総 センター館長	武山賢君	雄勝事務所長	米谷富宏君
河南事務所長兼 遊楽館長	菊地広君	桃生事務所長	武山更二君
北上事務所長	小山茂彦君	牡鹿事務所長	阿部光宏君
参事兼図書館長	千葉和江君		

書記

教育総務課長  
補佐  
教育総務  
課査  
大崎正吾君  
高橋健之君

教育総務課  
主幹  
岡浩君

## 付議事件

### 一般事務報告

- ・教育長報告
- ・平成 22 年度定住外国人就学支援事業の試行について
- ・平成 22 年度石巻市奨学生の採用結果について
- ・歴史文化資料展示施設整備に係る石巻文化センターの休館について
- ・職員による公務中の交通死亡事故について

### 報告事項

報告第 6 号 専決処分の報告について

専決第 8 号 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

専決第 9 号 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

### 審議事項

第 24 号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

第 25 号議案 石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則

第 26 号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱

第 27 号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

第 28 号議案 石巻市教育委員会教育長の任命について

### その他

午後 1時35分開会

委員長（阿部盛男君） ただいまから、平成22年第4回定例委員会を開催いたします。

#### 会議録署名委員の指名

委員長（阿部盛男君） 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、鶴岡委員をお願いいたします。

本日の案件は、一般事務報告が5件、報告事項が1件、専決について2件あります。それから、審議事項が4件及びその他となっております。よろしくお願いいたします。

#### 教育長報告

委員長（阿部盛男君） それでは、一般事務報告に入りますが、初めに教育長から報告をお願いいたします。

教育長（綿引雄一君） まず、先週の牡鹿中学校開校記念式典のご出席、いろいろとありがとうございました。生徒代表の言葉の中に、友達がふえて切磋琢磨する機会が多くなって、目標を持って頑張るといような話がありましたが、よい雰囲気スタートしたなと感じたところであります。新生中学校であることを希望にして、生徒が育ってくれればと願う次第であります。

2つ目、職員の事故報告でございます。

去る3月31日の午後に、桃生事務所の職員が総合支所近くの交差点で交通事故を起こしました。被害者はバイクに乗っておりました79歳の男性ですが、搬送された日赤病院でその日の夕方にお亡くなりになりました。

教育委員会としましては、事故発生から事務局長、あるいは桃生事務所長初め職員が被害者宅に何度もお邪魔をし、丁寧に対応してまいりました。また、各所属長に対しましては、職員の安全運転の徹底ということで通知を流し、指導をするよう指示いたしました。

この件について、詳しくは後ほど桃生事務所長から報告があります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたら、ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

平成22年度定住外国人就学支援事業の試行について

委員長（阿部盛男君） それでは次にまいります。

平成22年度定住外国人就学支援事業の試行について、学校教育課長からご説明をお願いします。

学校教育課長（山田元郎君） それでは、平成22年度定住外国人就学支援事業の試行についてご説明申し上げます。

資料2の1ページ及び2ページをごらんください。

1の事業実施の背景であります。本市では定住外国人児童生徒が転入した場合、保護者や学校と協議を行った上で、児童生徒の語学力や家庭環境など、状況に合わせて学校へ編入させてまいりましたが、当該児童生徒は日本語を話せない場合が多く、学校など教育現場では対応に苦慮しているところであります。

これまでは、財団法人宮城県国際交流協会の外国籍の子どもサポートセンターからの派遣通訳や、石巻市で任用しているALTを活用するなどして対応してきましたが、平成21年度には4人の定住外国人児童生徒の編入学があり、保護者や学校からはしっかりとした対応を迫られておりました。

このことについて、市教委事務局内で今後の就学支援のあり方について検討を重ねた結果、速やかに支援体制を整える必要があるとの結論に達し、平成23年度の本格実施に先立ち、平成22年度、試験的に取り組むこととしたものであります。

2の支援体制及び3の支援内容であります。支援を要する定住外国人児童生徒と意思疎通が図れるパートの就学支援員を学校に配置し、日本語指導や通訳などにより、当該児童生徒の学習及び日常生活を支援するものであります。

4の就学支援員の勤務対応であります。児童生徒1人に対し、1日4時間、週2日を基本として配置いたしますが、児童生徒の状況に応じ、弾力的に対応することとしております。

平成22年度の配置計画については、2ページのほうに記載のとおりになっております。

現在のところ、4名の児童生徒が在籍しておりますが、本支援員の配置により、当該児童生徒が心身ともに良好な状況で学校生活を送ることができ、また教育現場での負担も軽減できるものと期待されるところであります。

以上、ご報告申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

それでは、私のほうから二、三お聞きしたいと思います。おわかりになる範囲内で結構です。今回、4名の児童生徒が対象となっているようですが、この保護者の職業はおわかりでしょうか、家族構成とか、そこまでは把握しておりませんか。

学校教育課長（山田元郎君） こちらのほうは、保護者の職業等については具体的に私のほうではいただいております。

委員長（阿部盛男君） そうですか、わかりました。

その次ですが、外国国籍ということになっておりますが、何年くらい滞在しているのか、それともことしから新たに入って、何カ月区切りで、6カ月区切りとかというふうに滞在するのでしょうか。

学校教育課長（山田元郎君） 平成22年度1月8日編入学となっております、国籍はフィリピンと中国になっておりますけれども、このままこちらのほうで当面の間、勉強していくという形になると聞いております。

委員長（阿部盛男君） そうですか。

それから、国籍が上の2名はフィリピン籍になっておりますけれども、この子どもたちの日常話すのは、英語なのか、それとも旧宗主国であったスペイン語を話すのでしょうか。

学校教育課長（山田元郎君） 言語はいろいろな言葉を話しているようでございます。というのは、英語とかではなくて、本当の地元の言葉、自国語で話していると聞いています。

委員長（阿部盛男君） そうですか。

教育長、どうぞ。

教育長（綿引雄一君） 私が聞いたところによりますと、フィリピンの子どもたちは英語もお話しするんでしょうけれども、タガログ語が現地の言葉ということで、したがってタガログ語も少しわかる方がどちらかに支援員として行っていたと思います。

それから、この中学校3年生につきましては、いずれも高等学校に行きたいという希望等を持っております。したがって、早く授業の中身がわかりたいというような、そういう強い要望等がありまして、それにこたえるためには、ここに書いてありますM I A、宮城県国際交流協会は年間40回だけですから、週1回なんです。それでは、やはり子どもたちが早く日本語による教育の理解を進めるためには十分ではありませんので、したがって石巻市として、その子どもたちの学校教育に早くなじむようにということで、試行的に週2回でいきたいと思います。ということを進めさせていただきたいと思っております。

委員長（阿部盛男君） わかりました。

関連して、そのほかございませんでしょうか。

鶴岡委員、どうぞ。

委員（鶴岡昭雄君） こちらを見ると現在4名の支援員が決まっていらっしゃるようですが、支援を行える人材の登録というところで、国際サークル友好21と国際村からというふうに推薦いただき、登録と任用するとなっていますが、現在こちらの登録はどれぐらいの方がいらっしゃるのかというのが1つと、それからM I Aの支援事業では不十分なので、市独自でというお話があったんですけども、そちらも抱き合わせで活用しながら、市でもやるということなのか、市のこの支援事業があるので、M I Aは使わないということなんだか、その辺もちょっと詳しく教えていただければと思います。

委員長（阿部盛男君） 教育長、お願いします。

教育長（綿引雄一君） 2つ目のご質問のほうからお答えいたします。

M I A プラス市独自のということで、子どもたちに早く日本語になれさせるということでございます。

それから、第1点目の何人ぐらいいるかということについては、実際にこの子どもたちに、今後どういう国籍の子供たちが来るかわかりませんが、その母国語がわかり、なおかつ日本語がわかる人でないと指導ができませんので、そういう方が何人いるかというのは詳細にはつかんでおりません。ただ、国際サークル21は、毎週月曜日、日本語教室を中央公民館等でやっておられまして、国際サークル21の方々が副市長とか私のところに参りまして、日本語教室で私たちも勉強しましたと、それを何かお役に立てたいというようなお話でございました。ですから、そういう方の中で、母国語と日本語がある程度上達した人がおられれば、そこでお願いするというような形になっております。ですから、今のところはむしろ、その国際サークル21とか国際村の事務局長さんあたりに、こういう方いらっしゃいませんかということでお探しいただくというようなスタイルでございます。

委員長（阿部盛男君） 鶴岡委員、よろしいでしょうか、どうぞ。

委員（鶴岡昭雄君） では今の件で、1点だけ確認させていただきます。

県のほうを活用しながら市のほうもということだったんですけども、県の1人当たり40回までという部分の派遣員の方と、市の支援員の方は、それぞれ違う方ではなくて同じ方を、例えば40回までを活用して、要は回数がふえるという理解でよろしいですか。

委員長（阿部盛男君） これについて、学校教育課長からお願いします。

学校教育課長（山田元郎君） そのような形で大丈夫でございます。

ちなみに、登録者の数ですけれども、宮城県国際交流協会の県内の派遣通訳登録者は85名と聞いています。ただ、語学の種類がいろいろとあるので、85名がいたから85名使えるのではなくて、中国語は何名とか、タガログ語だったら何名かという詳細についてはわかりません。

委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

では関連ございませんでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

委員（佐藤公美君） 昨年から編入された方で、4人の外国籍の児童生徒がいるということですから、そのほかにこれまでで、もう学校に入って学ばれている外国籍の方というのはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

委員長（阿部盛男君） 学校教育課長。

学校教育課長（山田元郎君） 私の手持ち資料の中には、ちょっとすみませんけれども、これまでの部分については資料ございませんので、あとで少し調べておきたいと思います。

委員長（阿部盛男君） ここ2年ぐらい前に学校視察をした段階で、谷川小学校に数名いるというのを、校長先生がお話しておりましたが。

それでは、次回までに。

教育長、どうぞ。

教育長（綿引雄一君） 今の答えにはなりません、実は今年度、市女高に中国籍の女子生徒が入学いたしました。あれはたしか、新聞にも載ったかと思いますが、私とその日本語教室に行ったとき、紹介もされました。そういうふうに向学心に燃える子どもたちがいて、見事高校に入っているという実績もございます。

紹介まで、させていただきます。

委員長（阿部盛男君） ありがとうございます。

津嶋委員、どうぞ。

委員（津嶋ユウ君） 佐藤委員と似たような質問なんですけれども、1つはこれまでにというよりも、現在、やはりこういうふうな支援事業を受けないけれども入学している児童生徒はほかにいないのかなということを感じました。例えば、そういう支援事業を必要としないからということをつけていない、もう既に何年か入っているからというふうな子どももいるんじゃないかなという、谷川小にもいらっしゃるというような、そういう人数の把握というのはされているかなということが1つです。

それから、過去にという話で、私がまだ現場にいたころですけれども、私自身、渡波中学校

にいたときに、ブラジルから出稼ぎというんでしょうか、働きに来ている方の子どもさんが渡波小とか渡波中とかに入られて、やはりこういう支援はなかったので、そのころ教頭していた私が、全くわからないポルトガル辞典などを仙台から買ってきて、片言の日本語と、こちらがポルトガル語の辞書を見ながら、その子と別室で取り組んだことを覚えています。ただ、その人たちは短期間でまた移動をするものですから、やはりきちっとした編入学というのではなく、ちょっとの間、体験入学みたいな形で来ていたということ覚えています。あと前に、石巻中学校に、やはり男女の兄弟が希望して入って、どちらも立派に進学したということも記憶しております。

ですから、今後ますますふえるだろうし、国籍的にもいろんな人たちが働きに来て、定住という形でいる人たちがふえるでしょうから、こういう支援体制というのはもう少しきちっとしていく方向で進めていっていただけたらというふうに思います。

委員長（阿部盛男君） 今、前半の部分について、一般にこの支援事業の対象者以外に、従来もう何年前からか、こっちへ来て、日本の小中学校、あるいは高校もありました、入っている子どもたちの総数というのは、次回あたりまで教えていただければと思います。

教育長、どうぞ。

教育長（綿引雄一君） 外国籍の子どもが日本に来たとき、教育委員会にまず来ます。そうすると、学校を教育委員会としては指定します。指定するわけですから、当該学校にこういう子どもが行きますが、よろしく願います、受け入れてくれますかというような協議をいたします。ですから、学校では、その発達段階に応じますけれども、あるいはその言語にもよりますが、英語であれば若干、中学校であれば英語の先生がおりますから、そういうことは必要ないというときもありますし、中国語ですと、やっぱりわからないから、この子どもに中国語の支援をしながら、それでしていただけるならば学校で受け入れましょうというようなことがありますので、全く教育委員会が見えないところということほとんどないだろうと思いますので、その学校の指定をするときいろいろ協議をしていくことが必要であり大事なことだと思っております。

委員長（阿部盛男君） こういうわけで、日本で外国人というか、いわゆる外国籍の児童生徒を受け入れているわけでありますが、最大限できることを国もやっているだろうけれども、当該の市町村でもするというのは、これは日本で今、受け入れ側のことだけ考えているけれども、我が国においてもこの企業のグローバル化によって、多国籍企業が世界中至るところに行っていると。そうしたとき、やはり現地でいろいろ教育委員会でお世話になることもあるだろ

うから、お互いだな、最大限のことはというふうな気持ちで、教育委員会としては今後対応していけばいいのかなと思いました。よろしく願いいたします。

では、関連してあとはないでしょうか。

(発言する者なし)

平成22年度石巻市奨学生の採用結果について

委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

平成22年度石巻市奨学生の採用結果について、学校教育課長からお願いいたします。

学校教育課長(山田元郎君) 続きまして、平成22年度石巻市奨学生の採用結果についてご説明申し上げます。

同じく2の3をごらんください。

資料は、平成16年度から平成22年度までの石巻市奨学生の志願者数と採用者数を一覧にしたものですが、平成22年度につきましては、大学の部では20名の志願者に対して20名ですからすべて、専修学校の部では13名の志願者に対し10名、そして高校の部では9名の志願者に対し8名を採用といたしました。全体で4名が不採用となっておりますが、奨学生選考委員会では、昨今の低迷する経済情勢等にかんがみ、選考基準を緩和することでご理解をいただきましたが、それでもなお不採用の4名は、緩和した学業基準を満たしておらずうち2人はあわせて所得基準も満たしていない、つまりオーバーしている状況でありました。

なお本年度は、家計急変に見舞われた学生を救済するために、奨学生選考委員会を年に2回開催し、年度途中でも採用できるように予算の措置をいたしております。

以上、ご報告申し上げます。

委員長(阿部盛男君) ただいまの報告に対して、ご質疑ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

歴史文化資料展示施設整備に係る石巻文化センターの休館について

委員長(阿部盛男君) それでは、次にまいります。

歴史文化資料展示施設整備に係る石巻文化センターの休館について、歴史文化資料展示施設整備対策室長からお願いいたします。

歴史文化資料展示施設整備対策室長(小畑孝志君) それでは、展示施設の整備工事に伴い

まず文化センターの休館についてご報告を申し上げます。

資料については、ございません。口頭でのご報告となります。

文化センターは、年間おおむね約8万人程度の利用がございますが、現在私ども対策室で事務を進めております展示施設の整備事業につきまして、本年度に予定しております実施設計を踏まえ、来年、平成23年6月から24年3月末日までの期間、安全な工事施工と利用者被害の未然防止を図るために、文化センターを休館しようとするものでございます。

なお、今回の休館措置は、施設の使用許可申請が規則によりまして1年前から利用申請できるということになっているためのものの措置でございます。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

職員による公務中の交通死亡事故について

委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

職員による公務中の交通死亡事故について、桃生事務所長からお願いいたします。

桃生事務所長（武山更二君） 桃生事務所の武山でございます。

私から、職員による公務中の交通死亡事故についてご報告いたします。

交通事故は、去る平成22年3月31日、午後1時55分ころ、桃生町中津山字町裏地内の桃生総合支所付近、県道交差点で発生しました。事故は、教育委員会桃生事務所所長補佐西城重光が、桃生総合センターの管理人との打ち合わせ及び同センター内施設使用料の集金業務で外出し、桃生事務所に戻る途中、バイクと衝突したものであります。

なお、本人はその場において、自動車運転過失傷害で逮捕されております。

相手側は、桃生町城内に住む79歳の無職男性で、救急車により石巻赤十字病院に救急搬送されましたが、意識不明の重体となり、午後5時40分に死亡したものであります。

市の対応といたしましては、事故の報告を受けまして、搬送先の病院に職員を配置し、おわびとお見舞いを行いました。また、仏事の際も、亀山市長を初め管理職職員が出席し、おわびと哀悼の意を表しております。

事故現場は、信号機のない交差点で、河北警察署では職員側に一時停止の義務違反があったほか、前方不注意が原因として捜査が行われ、4月20日に仙台地方検察庁石巻支部石巻区検察

庁に書類送致されたとのことであります。

以上、ご報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質疑ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

#### 報告第6号 専決処分の報告について

委員長（阿部盛男君） それでは、以上で一般事務報告を終わりにして、次に報告事項に入ります。

報告第6号 専決処分の報告についてのうち、専決第8号 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について報告を受けたいと思います。

教育総務課長からお願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） ただいま提案されました報告第6号 専決処分の報告についてのうち、専決第8号 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

表紙番号1の1ページから3ページをごらん願います。

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律が、本年3月26日、参議院本会議で可決成立し、3月31日付で公布され、4月1日から施行されたことに伴い、これまでの「児童手当」を「子ども手当」に改正する必要が生じたものでございます。

教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

次に、条文についてご説明申し上げますので、表紙番号1の3ページ、あわせて表紙番号3、規則等新旧対照表の1ページをごらん願います。

別表は、専決権者ごとの専決事項を規定しておりますが、教育職員を除く本年4月からの教育委員会職員に係る子ども手当の認定については、総務部人事課長が行うことになりましたので、教育総務課長の専決事項から、児童手当の認定に関するものを削除したものでございます。

また、教育職員に係る子ども手当の認定については、これまでどおり学校教育課長が行うこととなりますので、「児童手当」を「子ども手当」に改めるものでございます。

次に、附則でございしますが、施行期日を規定したものであり、平成22年4月1日から施行し

たものでございます。

以上で、専決処分の報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明についてご質疑等ございましたら、ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） それでは次にまいります。

報告第6号 専決処分の報告についてのうち、専決第9号 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について報告を受けたいと思います。

引き続き、教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長（吉田祐二君） ただいま提案されました報告第6号 専決処分の報告についてのうち、専決第9号 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

表紙番号1の1ページ及び4ページから5ページをごらん願います。

平成22年4月1日から、新たに教育機関として「石巻市視聴覚センター」を設置したことに伴い、文書主任及び文書記号の約字を規定する必要が生じたものでございます。

教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

次に、条文についてご説明申し上げますので、表紙番号1の5ページ、あわせて表紙番号3、規則等新旧対照表の2ページをごらん願います。

第5条は、課長及び文書主任の職務について規定しておりますが、視聴覚センターの文書主任として、新たに同センター所長を規定したものでございます。

別表は、文書記号の約字を規定しておりますが、新たに視聴覚センターの文書記号の約字を規定したものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を規定したものであり、平成22年4月1日から施行したものでございます。

以上で、専決処分の報告を終わります。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明についてご質疑ございましたら、どうぞ、よろしいですか。

（発言する者なし）

第24号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

第25号議案 石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則

委員長（阿部盛男君） それでは、以上で報告事項を終わりました、次に審議事項に入ります。

第24号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則と第25号議案 石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則は関連がありますので、一括議題として審議したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） それでは、第24号議案と第25号議案について、一括して審議を行います。

学校教育課長からお願いいたします。

学校教育課長（山田元郎君） 第24号議案 石巻市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則と第25号議案 石巻市立幼稚園園則の一部を改正する規則は関連がございます。お話しのとおり、一括してご説明を申し上げます。

資料1の6、7ページをごらんください。あわせて資料3の新旧対照表では、3、4ページをごらんください。

平成20年に職員の勤務時間の短縮に係る人事院勧告がございました。これを受けまして、昨年11月1日付で石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則が、本年4月1日付で県人事委員会の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則がそれぞれ一部改正され、半日勤務についての取り扱いの見直しが行われましたことから、石巻市立学校の管理に関する規則及び石巻市立幼稚園園則の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですけれども、職員が週休日に勤務を命じられた場合、連続4時間の勤務を半日勤務として取り扱うこととされましたことから、石巻市立学校の管理に関する規則では第26条の第2項中の、石巻市立幼稚園園則では第16条第2項中の「半日勤務時間の割振りの変更」を「4時間勤務時間の割振りの変更」に改めるものであります。

施行期日につきましては、両規則とも公布の日から施行しようというものであります。石巻市立学校の管理に関する規則では、市立学校の用務員と市立高等学校の事務職員については平成21年11月1日から、教育職員については平成22年4月1日から適用することとし、石巻市立幼稚園園則では平成21年11月1日から適用しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第24号議案及び第25号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） それでは、ご異議ございませんので、第24号議案と第25号議案については原案のとおり可決いたします。

## 第26号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱

委員長（阿部盛男君） 次にまいります。

第26号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱を議題といたします。

学校教育課長からお願いいたします。

学校教育課長（山田元郎君） 第26号議案 石巻市立高等学校統合準備委員会設置要綱について説明申し上げます。

資料1の8、9ページをお開き願います。

昨年10月に、市立高等学校将来構想策定検討委員会から、市立高等学校のあるべき姿についての報告書の提出を受け、12月の定例教育委員会において、石巻市立高等学校再編の基本方針を策定いただき、本年1月の第1回庁議において承認されたところでございます。

本基本方針に基づき、今後、市立高等学校の統合に向け、具体的な検討を進めるに当たり、石巻市立高等学校統合準備委員会を新たに設置しようとするものであります。

説明の都合上、以下委員会と略します。

委員会の設置要綱でございますが、第1条では委員会の設置目的を、市立高等学校統合実施計画の策定と規定しております。

第2条では、委員会の所轄事務について、教育目標及び運営目標、学校組織及び校務分掌、教育課程の編成及び教育内容、施設及び設備等に関する事項について検討することと規定しております。

第3条では、委員会の委員長を教育長、副委員長を事務局長とし、委員は別表第1に掲げる者と規定しております。

第4条は、委員長及び副委員長の任務について、第5条は、会議等の開催について、それぞれ規定しております。

第6条では、委員会の所轄事務について調査研究するための幹事会の設置を規定し、幹事長を学校教育課長、幹事は別表2について掲げる者で構成しております。

第7条では、委員会の所轄事務について専門的に調査検討させるため、作業部会を設置できることとしております。

第8条は、会議の原則非公開について、第9条、第10条で庶務、その他について規定しております。

施行期日につきましては、附則で平成22年5月1日から施行するものでございます。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑等ございましたら、どうぞ。

前年度まで、市立高校の統合について、るる検討してきたところでありますが、具体的な中身についての統合の準備委員会の設置要綱です。質問ございませんでしょうか。

津嶋委員、どうぞ。

委員（津嶋ユウ君） 幹事会のほうの第6条にかかわる別表第2、9ページにありますけれども、その枠の中の幹事の構成の中の最後に、2校の校長が指名する者とあるんですけども、この指名する者というのはそれぞれの学校の教職員の中からというふうに狭く押さえてよろしいんですか。

委員長（阿部盛男君） いかがでしょうか。学校教育課長。

学校教育課長（山田元郎君） これについては、指名した者、今回準備会の準備会を少ししたわけなんですけれども、そのときには教務主任のほかに、商業主任というのが商業では別にありますので、その方がこちらのほうにやはり入っていただかないとということでそういう方が指名する者として出てきております。

市立高校のほうは、商業主任のような方はおりませんので、指名する者はなしということで、今回準備委員会では上がってきておりました。

以上でございます。

委員長（阿部盛男君） 関連ですけれども、商業科主任ですか、それとも商業主任、科主任と違いますか。

学校教育課長（山田元郎君） 一番担当の主任の方がということでお願いしたいということで来ておりますので、恐らく商業関係のトップの方、教務ではなくてというふうなことでござ

います。

委員長（阿部盛男君） そのほかございましたら、関連です。

それでは私から、第2条です。そこで、次に掲げる事項について検討するということが書いてありましたが、多分（5）に入るのか、例えば校訓、校歌、校章のたぐいはこの項目に入っていないけれども、どこの部署というか（5）のところでやることになりますか。

学校教育課長（山田元郎君） これについては、細かな計画が実はございます。もうこれについても、校歌、校章、すべて何年度からということで全部計画の一覧表ができて、どこの部署というのではなく、いろんなところにかかわってきます。このほかにも、同窓会、PTA関係も含めそういう中で進めていきたいと思っているところでございます。

ただこの委員会の中に、そのことは入っております。

委員長（阿部盛男君） 入っているということですね。

では、この準備委員会、動き出せば、その進捗状況については定例の教育委員会で報告をしていただけるわけですね。わかりました。

そのほかございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第26号議案については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） それでは、異議がありませんので、第26号議案については原案のとおり可決いたします。

#### 第27号議案 石巻市社会教育委員の委嘱について

委員長（阿部盛男君） 次に、第27号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

これは、生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長兼石巻中央公民館長（高橋忠之君） それでは、第27号議案 石巻市社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の10ページから11ページをござん願います。

本件は、社会教育法第15条及び石巻市社会教育委員に関する条例により、石巻市教育委員会が12名を委嘱しておりまして、任期は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの2カ年

となっております。

今回の委嘱につきましては、校長会選出委員1名が退職のため、また牡鹿地区選出委員が一身の都合により辞職届を提出したため、新たに校長会、牡鹿地区から委員の推薦をいただき、その残任期間について委嘱するものであります。

以上、その概要についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長（阿部盛男君） ただいまの説明についてご質疑等ございましたら、どうぞ。ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第27号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、第27号議案は原案のとおり可決いたします。

#### 第28号議案 石巻市教育委員会教育長の任命について

委員長（阿部盛男君） 次に、事務局から、教育長の任命についての議案を本日の日程に追加したい旨の申し出がありました。

日程を追加し、審議に入る前に、議案の調整等があるようですので、暫時休憩をいたしたいと思っております。

（休 憩）

委員長（阿部盛男君） 会議を再開いたします。

教育長の任命についてを議事日程に追加して審議することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

委員長（阿部盛男君） それでは、第28号議案 教育長の任命についてを本日の議事日程に追加して審議を行います。

なお、本案件は人事案件ですので、秘密会といたします。関係説明員以外は退場願います。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、自己に係る議事には参与することができないこととなっておりますので、綿引教育長には暫時、外でお待ちいただきたいと思います。

( 秘密会開催 )

委員長 ( 阿部盛男君 ) 会議を再開いたします。

委員長 ( 阿部盛男君 ) ただいま第28号議案 教育長の任命についての審議の結果、原案どおり可決いたしまして、綿引委員に教育長を引き続きお願いをすることになりました。

それでは教育長、一言ごあいさつをお願いいたします。

教育長 ( 綿引雄一君 ) 教育長ということで任命をいただきました。

微力ではありますが、教育委員さん方のご指導をいただきながら、事務局の職員と一体となって努力してまいりたいと思います。

石巻の教育の向上のため、そしてまた施設整備、あるいは体育・文化の振興、社会教育等々、多々ございますが、何とか努力をして頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その他

委員長 ( 阿部盛男君 ) それでは、その他に入ります。

初めに、委員さん方から何かありましたら。ございませんか。よろしいでしょうか。

( 発言する者なし )

委員長 ( 阿部盛男君 ) それでは、各課長さん、それから事務所の所長さん方、何かありましたらお願いいたします。

図書館長、どうぞ。

参事兼図書館長 ( 千葉和江君 ) 図書館からでございます。

図書館の5月の連休時の祝日開館についてお話しいたします。

平成19年から平成21年、5月の連休、ゴールデンウィークに祝日開館を試行により実施し、市民サービスの向上と利用状況の把握に努めてまいりました。その結果ですが、利用状況は通常の土日に比べ下回りますものの、開館日がふえるということで、市民サービスの向上につながりますので、引き続き実施することになりました。

委員長 ( 阿部盛男君 ) そのほかございませんでしょうか。ございませんか。

( 発言する者なし )

委員長 ( 阿部盛男君 ) それでは、私のほうから1点だけです。

牡鹿地区の中学校の統合に関連してであります。

平成20年6月に、牡鹿地区中学校の統合検討委員会が地元で設置されて、そこから一連の報告書が市長と教育長に対して提出されて、それを受けて教育委員会では大原中学校、鮎川中学校及び寄磯中学校の3校を統合して、新設牡鹿中学校を開校することを決定したわけでありませう。それが20年6月。地元ではそれ以前から、大分話し合いがなされていたと思います。それで、22年統合に向けて、ずっと走ってきたわけです。

それで、2月7日、大原中学校の閉校式をとり行ってあります。そして、3月13日、鮎川中学校の閉校式、翌3月14日、寄磯中学校の閉校式を挙行いたしております。

4月6日に入って、開校の集いを牡鹿中学校で行っております。これは、生徒と学校長以下教職員と、我々のほうからは教育総務課長と事務局長と私が代表して行ったところでありませう。そこで、「石巻市立牡鹿中学校の開校を宣言する」と、開校宣言をいたしました。その宣言の文書を学校長に手渡してきました。学校では額に入れて校長室に掲額してあると思います。

24日、牡鹿中学校開校記念式典、新聞報道等でおおよそ200名というふうに書いています、生徒が102名、教職員十数名、我々が10名ほど行き、あと地域の方々、来賓の方々というふうなところでありませう。102名の生徒が演壇に並んで校歌の斉唱、それから校旗の披露等が行われたわけでありませう。子どもたちの様子を校長先生にお聞きしましたら、今のところ何のわだかまりもないようで、きゃあきゃあがあとやっているようだということで、まあ安心して我々も姿を見てきたようなわけでありませう。

一連の4月24日までの動きについて、牡鹿事務所長にはこれまで大変ご尽力をいただきましたことを、この席をおかりいたしまして改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。おかげさまでした。

以上でございます。

それでは、次回の日程について、事務局からお願いをいたします。

書記（大崎正吾君） 次回、5月の定例会につきましては、5月27日木曜日、午後1時30分から、この場所で開催する予定でございます。よろしく願いいたします。

委員長（阿部盛男君） それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 2時50分閉会

教育委員長 阿 部 盛 男  
署名委員 鶴 岡 昭 雄